

令和5年度 仁淀川町ふるさと納税返礼品提供事業者登録に関する要領

1. 提供事業者の要件

提供事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

ア. 次に掲げるいずれかの要件を満たす者であること。

① 本社(本店)、支社(支店)又は加工場(以下「本社等」という)を町内に有し、町内で返礼品の提供を行っている法人、団体又は町内で返礼品の提供を行っている個人事業主(以下「町内事業者等」という)。ただし、構成員が1名である法人の場合は、その者を個人事業主と同様に取扱うものとする。

② 町内で生産されたものを主たる原材料として製造若しくは加工している品物を取扱い、又は町内で宿泊や体験イベント等のサービスを提供し、かつ本社等を県内に有する法人、団体又は個人事業主(①に該当する者を除く)。

③ 平成31年総務省告示第179号(以下「総務省告示」という)第5条第8号に規定する共通返礼品を提供する場合については、高知県内事業者であること。

イ. 町税の滞納がないこと。ただし、登録を申請しようとするものが仁淀川町外に所在(居住)している場合は、法人及び代表者の「当該所在地(居住地)市町村税の滞納がないことを証明する資料(申請日現在までに納期が到来している全ての税について滞納がない旨の記載があるもの)」の添付を要するものとする。

ウ. 代表者等が「令和5年度 仁淀川町ふるさと納税返礼品等支援業務委託契約書」第7条第2項から第10項に規定する者に該当しないこと。

エ. 返礼品の受発注体制が整備されており、連絡が電話で確実に取れる状態であること。

2. 返礼品の要件等

ア. 返礼品は、総務省告示に定められた地場產品基準に適合するもので、町長が適当と認めるもの。

イ. 返礼品が詰め合わせ品又は1件の寄附に対し発送する時期を複数回に分けた返礼品(以下「定期便」という)であるものについては、個々の商品が前項の要件を満たしているものとする。

ウ. 登録できる返礼品の数は、町内事業者等にあっては1事業者あたり50品を上限とし、町内事業者等以外の提供事業者にあっては1事業者あたり10品を上限とする。この場合において、同一の商品で内容量(個数など)が異なるもの若しくはそれらのもの同士の詰め合わせ品又は定期便については、それぞれ1品と算定する。

3. 提供事業者の承認等

ア. 提供事業者としての登録を受けようとする者(以下「申請者」という)は、仁淀川町ふるさと納税返礼品提供事業者登録申請書(別記様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、令和5年度仁淀川町ふるさと納税返礼品等支援業務委託事業者(以下「支援委託事業者」)に申請しなければならない。

- ① 提供事業者の概要が分かる書類
- ② 誓約書(別記様式第2号)

- イ. 支援委託事業者は、前項の申請書を受理したときは、その内容を精査のうえ、仁淀川町ふるさと納税担当(以下「仁淀川町」という)と適否の協議を行い、仁淀川町ふるさと納税返礼品提供事業者登録(承認・否認)通知書(別記様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。
- ウ. 前項の規定による登録承認通知を受けた提供事業者は、当該承認を受けた申請内容について変更しようとするときは、速やかに仁淀川町ふるさと納税返礼品提供事業者登録事項変更届出書(別記様式第4号)を支援委託事業者に提出し、その承認を受けなければならない。
- エ. 支援委託事業者は前項の届出書を受理したときは、その内容を精査のうえ、仁淀川町と適否の協議を行い、適當と認めたときは、仁淀川町ふるさと納税返礼品提供事業者登録事項変更承認通知書(別記様式第5号)により当該提供事業者に通知するものとする。

4. 返礼品の承認等

- ア. 前条第2項の登録承認を受けた提供事業者は、返礼品について承認を受けようとするときは、仁淀川町ふるさと納税返礼品登録申請書(別記様式第6号)により支援委託事業者に提出するものとする。
- イ. 支援委託事業者は、前項の申請書を受理したときは、その内容を精査のうえ仁淀川町と適否の協議を行い、適當と認めたときは、仁淀川町ふるさと納税返礼品審査結果通知書(別記様式第7号)により当該提供事業者に通知するものとする。
- ウ. 前項の規定により承認された返礼品については、町のふるさと納税パンフレット及び、利用しているふるさと納税ポータルサイトに掲載することができるものとする。ただし、ふるさと納税ポータルサイトの取扱基準により掲載することができないこととされているものについては、この限りでない。

5. 提供事業者の責務

提供事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ① 各種法令等及びこの要領を遵守すること。
- ② 返礼品の発送を行った年度の終了後1年間は、返礼品の発送に係る関係書類を保管するものとする。個人情報が記載された書類は、個人情報の取扱いに関する法令を遵守し、責任を持って管理すること。
- ③ 申請した返礼品が前条第2項の規定により承認された場合は、町が実施する地域経済への波及効果等を計るための調査に協力すること。
- ④ 町が行う返礼品の原材料や製造等の確認・調査に誠実に協力すること。
- ⑤ 町が行うふるさと納税のPRに協力すること。
- ⑥ 返礼品の品質に起因するクレームに対しての返礼品の再発送に係る返礼品代金、送料については、提供事業者負担で対応すること。

- ⑦ 返礼品は寄附者の希望する住所へ発送すること。ただし、消費期限等の理由により当該指定住所へ発送できない場合は、町と寄附者に連絡の上、寄附者が希望する別の住所へ発送することができるものとする。
- ⑧ 返礼品の提供等に係る業務は自ら行うものとし、第三者に委託又は請け負わせてはならないこと。ただし、返礼品の配送業務については、この限りでない。

6. 登録の取消し

ア. 支援委託事業者は、次のいずれかに該当すると認める場合は、仁淀川町と協議し提供事業者の登録を取消すことができるものとする。この場合において、登録を取消された提供事業者に損害が生じても、町はその責任を負わないものとする。

- ① 返礼品や提供事業者が本告示の規定に違反したとき。
- ② 申請内容等に虚偽又は不正があったとき。
- ③ 町又は寄附者に対して、損害を及ぼす行為があったとき。
- ④ 町の信用を失墜させる不誠実な対応があったとき。
- ⑤ その他町長が提供事業者として不適切であると認めたとき。

イ. 支援委託事業者は、前項の規定により提供事業者の登録を取消したときは、仁淀川町ふるさと納税記返礼品提供事業者登録取消通知書(別記様式第8号)により当該提供事業者に通知するものとする。

7. 配送

返礼品の配送に関しては、ポータルサイトさとふる以外については、原則、支援委託事業者の指定する配送業者の中から選択することができるものとする。

8. 補則

この要領に定めのない事項その他業務の遂行に必要な事項については、支援委託事業者と仁淀川町が協議のうえ決定する。